

## 7. 研究所関係資料

### 1. 設立の経緯

東京国立文化財研究所は、昭和27年4月1日に発足したが、その前身であり母体となったものは、昭和5年に創設された政府機関の帝国美術院附属美術研究所である。

この美術研究所は、大正13年7月、帝国美術院長子爵故黒田清輝の遺言により美術奨励事業のために寄附出損した資金で遺言執行人が選択決定した事業である。すなわち遺言執行人代表伯爵樺山愛輔は、故子爵の遺志にしたがってこの資金で行うべき事業の選択を伯爵牧野伸顕に一任した。牧野伯爵は帝国美術院長福原鏝二郎及び東京美術学校長正木直彦とはかつて諸方面の意見を徴し、またわが国美術研究の必要に照らして次の事業を行うこととした。

- (1) 美術に関する基礎的調査研究機関として美術研究所を設けること。
- (2) 黒田子爵の作品を陳列して同子爵の功績を記念すること。
- (3) 前二項の目的を達するために適当な建物を造営すること。
- (4) 事業成立の上は一切これを政府に寄附すること。

### 2. 年代別重要事項

期 日	事 項
昭和元年 12 月	前期の事業を遂行するため委員会が組織され、東京美術学校長正木直彦が委員長に就任し、美術研究所事業については東京美術学校教授八代幸雄、黒田子爵作品陳列については東京美術学校教授久米桂一郎・同岡田三郎助・同和田英作・同藤島武二及び大給近清、建物造営については東京美術学校教授岡田信一郎、会計事務については遺言執行人打田伝吉を各委員として事務を分掌進行させた。
昭和 2 年 2 月	美術研究所準備事業を開始した。
同年 10 月	東京市上野公園内に鉄筋コンクリート造、半地階 2 階建、延面積 1,192m <sup>2</sup> の建物 1 棟を起工した（本館）。
昭和 3 年 9 月	前記の建物が竣工したので、黒田記念館と名付け、美術研究所開設のため必要な備品・図書・写真等の研究資料を設備し、また館内に黒田子爵記念室を設け、黒田清輝の作品を陳列した。
昭和 4 年 5 月	遺言執行人代表者樺山愛輔は、建物・設備・研究資料等一切の外に金 15 万円をそえて帝国美術院長に寄附を願い出た。
昭和 5 年 6 月 28 日	勅令第 125 号により帝国美術院に附属美術研究所が置かれ、東京美術学校長正木直彦が同研究所の主事に補せられた。
同年 10 月 17 日	美術研究所開所式を挙行了した。
昭和 7 年 1 月	美術研究所の研究成果発表機関誌として、定期刊行物『美術研究』を創刊した。
同年 4 月 18 日	株式会社朝日新聞社より明治大正美術史編纂費として本年から向う 5 か年間毎年 5 千円、合計 2 万 5 千円を帝国美術院に寄附したいとの申出があった。
同年 5 月 26 日	帝国美術院はこの申出を受理した。 明治大正美術史編纂委員会規程を設け、美術研究所は明治大正美術史の編纂に関する事務を行うことになった。
昭和 9 年 10 月 18 日	毎年 10 月 18 日を開所記念日と定めた。
昭和 10 年 1 月 28 日	鉄筋コンクリート造、2 階建、延面積 129m <sup>2</sup> の書庫が竣工した。

期 日	事 項
昭和10年4月 同年6月1日	『日本美術年鑑』の編纂事務を開始した。 勅令第148号により美術研究所官制が公布された。 研究資料閲覧規定を制定し、閲覧事務を開始した。
昭和12年6月24日  同年11月29日	勅令第281号により美術研究所官制中改正の件が公布され、従来、帝国美術院に附置されていたのを文部大臣の直轄に改められた。 美術研究所長職務規程、美術研究所事務分掌規程が制定された。
昭和13年2月12日	木造、平屋建、延面積97m <sup>2</sup> の写真室1棟が竣工した。
昭和19年8月10日	黒田清輝の作品、並びに写真原版を東京都西多摩郡小宮村谷間家倉庫に疎開した。
昭和20年5月28日 同年7～8月	美術研究所の図書・諸資料全部を山形県酒田市本町1丁目本間家倉庫3棟に疎開した。 酒田市本間家倉庫に疎開した図書資料を爆撃の危険を避けるため、さらに酒田市内牧曾根村松沢世喜雄家倉庫・観音寺村村上家倉庫・大沢村後藤作之丞家倉庫にそれぞれ分散疎開した。
昭和21年3月29日	酒田市疎開中の図書・諸資料等の東京向け発送を終了した。
昭和21年4月4日 同年4月16日	酒田市疎開中の図書・諸資料等が東京に到着し、引揚げを完了した。 東京都西多摩郡に疎開中の黒田清輝作品並びに写真原版の引揚げを完了した。
昭和22年5月1日	美術研究所官制が廃止され、国立博物館官制が制定された。美術研究所は同館の附属美術研究所となった。 国立博物館に保存修理課発足。同課内に保存技術研究室を置いた（保存科学部の前身）。 昭和23年度より専任の職員を配置し、研究を開始した。研究室は国立博物館本館地下の修理室の一室（66m <sup>2</sup> ）に設けた。
昭和25年8月29日 同年8月29日	文化財保護法の制定にともない、美術研究所は文化財保護委員会の附属機関となった。 文化財保護委員会事務局設置にともない、保存科学研究室は国立博物館保存修理課から文化財保護委員会事務局保存部建造物課に所属換えとなった。
昭和26年1月31日	美術研究所組織規程が定められ、第一研究部・第二研究部・資料部・庶務室が置かれた。
昭和27年4月1日  同年7月1日	文化財保護法の一部が改正、東京文化財研究所組織規程が定められ、美術部・芸能部・保存科学部・庶務室の3部1室が置かれ、美術研究所組織規程が廃止された。 また文化財保護委員会事務局保存部建造物課保存科学研究室も廃止された。 芸能部研究室として東京芸術大学音楽学部邦楽科教室2室を同大学から借用し、研究を開始した。
昭和28年4月26日	保存科学部研究室として、東京国立博物館構内の倉庫132m <sup>2</sup> を改造のうえ移転した。
昭和29年7月1日	東京文化財研究所組織規程の一部が改正され、東京国立文化財研究所となった。
昭和32年3月22日  同年11月30日	東京国立博物館構内に木造、外部鉄網モルタル塗、平屋建、8m <sup>2</sup> の保存科学部の薬品庫が竣工した。 従来の2階建書庫の上にさらに1階を増築3階建とし、増築分延面積71m <sup>2</sup> が竣工した。
昭和34年4月30日	東京国立文化財研究所研究受託規程が定められ、この年度から受託研究が開始された。
昭和36年9月16日	東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、従来の庶務室は庶務課となった。
昭和37年3月31日  同年7月1日	東京国立博物館内に保存科学部庁舎（保存科学部実験室）として、鉄筋コンクリート造、2階建、延面積663m <sup>2</sup> の建物1棟が竣工した。 東京国立文化財研究所組織規程の一部が改正され、新たに保存科学部に修理技術研究室が置かれた。
同年7月20日	芸能部研究室は、保存科学部庁舎の竣工にともない、旧保存科学部庁舎に移転した。
昭和43年6月15日	文部省設置法の一部が改正され、本研究所在文化庁附属機関となった。
昭和44年8月23日	保存科学部庁舎に隣接して新営される別館庁舎（延1,950.41m <sup>2</sup> ）の起工式が行われた。
昭和45年3月25日	前記の別館が竣工したので、同年5月26日竣工式が行われた。

期 日	事 項
同年 5 月 8 日	保存科学部は別館の地階～2 階に実験用機械類の移転据付を完了した。
同年 6 月 29 日	保存科学部庁舎の 1 階の模様替工事に着手し、同年 10 月 15 日工事が完了した。
昭和 45 年 11 月 2 日	所長及び庶務課は、本館から保存科学部庁舎の 1 階に移転した（本館は、美術部庁舎となる）。これにより研究所の所在地表示は「12 番 53 号」から「13 番 27 号」に変更された。
昭和 46 年 4 月 1 日	保存科学部庁舎及び別館の敷地 2,658m <sup>2</sup> を東京国立博物館から所管換された。
昭和 48 年 4 月 12 日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部が設けられ 4 部 1 課となり、修復技術部に第一修復技術研究室及び第二修復技術研究室が置かれ、保存科学部修理技術研究室は廃止された。
昭和 52 年 4 月 18 日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、情報資料部の新設により 5 部 1 課となり、情報資料部に文献資料研究室及び写真資料研究室が置かれ、美術部資料室は廃止された。
昭和 53 年 3 月 20 日	本館構内の写場等（木造、平屋建、延面積 144m <sup>2</sup> ）を取りこわし、情報資料部研究棟として、鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 3 階、延面積 569.95m <sup>2</sup> の建物が竣工した。
昭和 53 年 4 月 5 日	文部省設置法施行規則の一部が改正され、新たに修復技術部に第三修復技術研究室が置かれた。
昭和 59 年 6 月 28 日	文部省組織令が改正され、本研究所は文化庁施設等機関となった。
平成 2 年 10 月 1 日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、新たにアジア文化財保存研究室が置かれ、5 部 1 室 1 課となった。
平成 5 年 4 月 1 日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、アジア文化財保存研究室は、国際文化財保存修復協力室となった。
平成 7 年 4 月 1 日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力室が廃止され、新たに国際文化財保存修復協力センターが設置された。同センターには、企画室及び環境解析研究指導室が置かれ、1 センター 5 部 1 課となった。
平成 7 年 4 月 1 日	東京芸術大学と「東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻の教育研究に対する連携・協力に関する協定書」が交わされ、連携併任分野として独立専攻大学院文化財保存学専攻（システム保存学）が設置された。
平成 9 年 10 月 1 日	文部省設置法施行規則の一部が改正されて、国際文化財保存修復協力センターに保存計画研究指導室が置かれた。
平成 12 年 2 月 4 日	新営庁舎として、鉄筋コンクリート造、地上 4 階地下 1 階、延面積 10,557.99m <sup>2</sup> （建築面積 2,258.48m <sup>2</sup> ）が竣工した。
平成 12 年 2 月 21 日	新営庁舎の竣工にともない、別館（庶務課・芸能部・保存科学部・修復技術部・国際文化財保存修復協力センター）部分の移転が開始された。
平成 12 年 3 月 6 日	新営庁舎の竣工にともない、本館（美術部・情報資料部）の移転が開始された。
平成 12 年 3 月 22 日	建設省関東地方建設局営繕部より、新営庁舎の外構工事、植栽等の引き渡しを受け、新営庁舎関係の工事が完了した。
平成 12 年 5 月 11 日	新営庁舎の竣工を記念し、開所記念式典を挙行了した。 この式典の挙行に際し、毎年 5 月 11 日を開所記念日と定めた。
平成 13 年 3 月 29 日	黒田記念館改修工事が竣工し、展示スペースが黒田記念室及び展示室の 2 室になった。
平成 13 年 4 月 1 日	東京国立文化財研究所は、奈良国立文化財研究所と統合され、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所となった。 この独立行政法人化に伴い、東京文化財研究所は、管理部、協力調整官、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、国際文化財保存修復協力センターの 1 センター 5 部 1 調整官となった。

### 3. 歴代所長（昭和5年～平成13年）

役 職	氏 名	期 間
主事	正 木 直 彦	昭和 5. 6.28～昭和 6.11.24
主事	矢 代 幸 雄	昭和 6.11.25～昭和10. 5.31
所長事務取扱	和 田 英 作	昭和10. 6. 1～昭和11. 6.21
所長	矢 代 幸 雄	昭和11. 6.22～昭和17. 6.28
所長事務取扱	田 中 豊 蔵	昭和17. 6.29～昭和22. 8.15
所長	田 中 豊 蔵	昭和22. 8.16～昭和23. 5.10
所長代理	福 山 敏 男	昭和23. 5.11～昭和24. 8.30
所長	松 本 栄 一	昭和24. 8.31～昭和27. 3.31
所長事務代理	矢 代 幸 雄	昭和27. 4. 1～昭和28.10.31
所長	田 中 一 松	昭和28.11. 1～昭和40. 3.31
所長	関 野 克	昭和40. 4. 1～昭和53. 4. 1
所長	伊 藤 延 男	昭和53. 4. 1～昭和62. 3.31
所長	濱 田 隆	昭和62. 4. 1～平成 3. 3.31
所長	西 川 杏 太 郎	平成 3. 4. 1～平成 8. 3.31
所長	渡 邊 明 義	平成 8. 4. 1～平成13. 3.31
（独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所に移行）		
所長	渡 邊 明 義	平成13. 4. 1～現在

#### 4. 名誉研究員

氏名	退職時官職名	在所期間	名誉研究員 発令年月日
白畑よし		昭和5.6.30～昭和27.8.1	昭和53.10.18
高田修	美術部長	昭和27.12.1～昭和44.3.31	昭和53.10.18
登石健三	保存科学部長	昭和27.10.1～昭和50.4.1	昭和53.10.18
岡畏三郎	美術部長	昭和20.5.15～昭和51.4.1	昭和53.10.18
関野克	所長	昭和40.4.1～昭和53.4.1	昭和53.10.18
秋山光和	美術部第一研究室長	昭和16.10.1～昭和42.2.1	昭和54.10.18
久野健	情報資料部長	昭和20.5.31～昭和57.4.1	昭和57.10.18
川上涇	美術部長	昭和21.2.28～昭和57.4.1	昭和57.10.18
関千代	美術部第二研究室長	昭和18.12.15～昭和58.4.1	昭和58.10.18
横道萬里雄	芸能部長	昭和28.3.16～昭和51.4.1	昭和59.10.18
上野アキ	情報資料部文献資料研究室長	昭和17.11.3～昭和59.4.1	昭和59.10.18
江上綏	情報資料部主任研究官	昭和38.5.18～昭和59.3.31	昭和59.10.18
田村悦子	美術部主任研究官	昭和22.6.16～昭和60.3.31	昭和60.10.18
猪川和子	情報資料部文献資料研究室長	昭和22.6.27～昭和60.3.31	昭和60.10.18
伊藤延男	所長	昭和53.4.1～昭和62.3.31	昭和62.10.18
柳澤孝	美術部長	昭和21.9.30～昭和62.3.31	昭和62.10.18
三隅治雄	芸能部長	昭和27.10.1～昭和63.3.31	昭和63.10.18
樋口清治	修復技術部長	昭和37.11.1～昭和63.3.31	昭和63.10.18
田實榮子	美術部主任研究官	昭和23.3.31～平成元.3.31	平成元.10.18
見城敏子	保存科学部物理研究室長	昭和34.4.1～平成元.3.31	平成元.10.18
濱田隆	所長	昭和62.4.1～平成3.3.31	平成3.10.18
関口正之	美術部長	昭和42.2.1～平成3.3.31	平成3.10.18
佐藤道子	芸能部長	昭和34.4.1～平成4.3.31	平成4.10.18
馬淵久夫	保存科学部長	昭和50.10.1～平成4.3.31	平成4.10.18
新井英夫	保存科学部長	昭和45.9.1～平成5.3.31	平成5.4.1
西川杏太郎	所長	平成3.4.1～平成8.3.31	平成8.4.1
門倉武夫	保存科学部生物研究室長	昭和32.4.1～平成8.3.31	平成8.4.1
三輪英夫	美術部第二研究室長	昭和53.8.1～平成8.3.31	平成8.4.1
蒲生郷昭	芸能部長	昭和56.4.1～平成10.3.31	平成10.4.1
中里壽克	修復技術部第一修復技術研究室長	昭和39.4.1～平成10.3.31	平成10.4.1
宮本長二郎	国際文化財保存修復協力センター長	平成6.4.1～平成11.3.31	平成11.4.1
羽田昶	芸能部音楽舞踊研究室長	昭和51.4.1～平成12.3.31	平成12.4.1
中村茂子	芸能部民俗芸能研究室長	昭和39.7.1～平成13.3.31	平成13.4.1
増田勝彦	修復技術部長	昭和48.8.1～平成13.3.31	平成13.4.1
米倉迪夫	情報資料部長	昭和50.9.1～平成13.3.31	平成13.4.1

## 5. 2001（平成13）年度予算等

### (1) 予 算

（単位：千円）

事 項	予 算 額
運営費交付金	615, 021
一般管理費	139, 562
調査研究事業費	178, 291
情報公開事業費	48, 749
研修事業費	6, 238
国際研究協力事業費	239, 837
展示出版事業費	2, 344

### 年度内主要事業一覧

期 日	事 業 名
13. 6. 6～13. 6. 7	保存科学フォローアップ研修
13. 7. 9～13. 7. 19	保存担当学芸員研修
13. 7. 16～13. 7. 19	芸能部夏期学術講座
13. 7. 19～13. 9. 2	黒田清輝巡回展
13. 8. 6	近代の文化遺産保存修復に関する研究会（航空機）
13. 8. 27～13. 8. 31	博物館学実習
13. 9. 4～13. 9. 5	第2回日タイ共同研究セミナー（於：バンコク）
13. 9. 5	保存科学地域研修（於：神奈川）
13. 9. 11	芸能部民俗芸能研究協議会
13. 9. 14	黒田記念館展示室リニューアルオープン
13. 10. 3～13. 10. 19	国際研修「漆の保存修復」
13. 10. 16	近代の文化遺産保存修復に関する研究会（船舶）
13. 10. 18	第10回国際文化財保存修復研究会
13. 10. 20～13. 11. 3	美術部オープンレクチャー(10/20、27、11/3)
13. 11. 12	近世輸出口芸品保存修復に関する研究会（於：浦添市美術館）
13. 11. 13～13. 11. 15	第25回文化財の保存及び修復に関する国際研究集会「日本の楽器」
13. 11. 28	平成13年度文化財保存修復研究協議会
13. 12. 13～14	保存科学地域研修（於：滋賀）
13. 12. 20	芸能部公開学術講座（於：矢来能楽堂）
14. 1. 17～18	保存科学地域研修（於：長野）
14. 1. 23	第2回各国の文化財保護制度に関する研究会
14. 2. 22	第11回国際文化財保存修復研究会
14. 3. 18～14. 3. 22	第10回アジア文化財保存セミナー

## (2) 科学研究費補助金交付一覧

(単位：千円)

研究種目	研究課題	研究代表者	交付額
基盤研究 (A)	世界の文化財の保存 —わが国による国際協力体制構築のための調査・研究—	西浦 忠輝	5,100
〃	彩色文化財の材料と技法に関する科学的研究	渡邊 明義	6,300
〃	早期中国青銅器の原料産地に関する研究	平尾 良光	4,400
〃	文化財の新たな総合的虫菌害防除対策 (IPM) のシステム構築に関する研究	三浦 定俊	5,700
〃	中国の寺院壁画・古墳壁画の保存に関する研究	川野邊 渉	6,600
基盤研究 (B)	古代日本の動物遺体のDNA解析および免疫学的分析	木川 りか	2,300
〃	石造文化財の劣化機構と保存対策手法の研究	石崎 武志	1,800
〃	屋外環境下での遺跡、石造文化財の保存対策手法の開発	石崎 武志	2,200
〃	極楽のイメージを演出するモチーフとしての「舞」と「楽」 —儀礼空間に描かれた中国的音響と胡族的音響の復元—	勝木 言一郎	5,100
〃	中国陝西省北宋時代石窟造像の研究 —子長県鐘山石窟を中心として—	岡田 健	3,900
〃	現代社会に適合した歴史的建造物の多様な再利用の手法に関する研究 —保存を前提とした文化財の活用に関する日独共同研究—	斎藤 英俊	4,300
基盤研究 (C)	宋元時代の江南仏教世界と舶載仏画	井手 誠之輔	1,200
〃	壁画顔料の現地非破壊分析法に関する研究	朽津 信明	800
〃	古楽器の形態と音色に関する総合研究	高桑 いづみ	1,200
〃	大惣旧蔵本を中心とする歌舞伎台帳の書誌的研究	児玉 竜一	900
〃	博物館内大気浮遊粒子状物質の文化財に与える影響	佐野 千絵	1,200
奨励研究 (A)	可搬型分析機器を用いた未調査文化財の材質調査に関する研究	早川 泰弘	1,300
〃	空間情報データベース及びインターネットによる各国の文化財保護システムに関する研究	二神 葉子	1,300
特別研究員奨励費	文化財の法的基盤の研究 —「文化財」概念と保護制度の国際比較—	井上 敏	800
〃	石造文化財、レンガ建造物の劣化と保存対策	石崎武志 ※研究分担者 孫 喜山	500
特別研究促進費	室内空間におけるカビ等真菌類汚染の調査と地球環境に配慮した殺菌防黴法に関する基礎研究	佐野 千絵	2,700

**(3) 受託調査研究一覧**

(単位：千円)

研究課題	受入額
萬鉄五郎データベース・コンテンツに関する研究	5,300
愛知県幡豆町西川原1号墳出土青銅資料の自然科学的研究	100
愛知県豊田市寄元3号墳出土青銅資料の自然科学的分析	100
春日市立石遺跡出土青銅器の鉛同位体比並びに青銅器成分分析	400
静岡県磐田郡豊岡村西の谷遺跡出土敷地3号銅鐸の自然科学的分析	140
室町時代の文房具の保存修復に関する調査研究	700
剥落止めの材料に関する研究	300
吉野ヶ里遺跡出土遺物の保存修復研究	2,103
琉球漆器における保存と修復技法に関する調査研究	9,867
装潢に使用する水について	700
特別史跡臼杵磨崖仏(大日石仏)保存環境測定調査	929
合 計	20,639



## 6. 独立行政法人文化財研究所の中期目標

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条の規定に基づき、独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という。）が達成すべき業務運営の目標（以下「中期目標」という。）を定める。

(前文)

我が国の長い歴史の中で、生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産である文化財は、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠かすことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎となるものである。我が国の優れた伝統文化を守り、伝え、発展させていくことは、文化政策の重要な課題であり、文化財に関する調査・研究の成果を生かしながら、文化財を大切に保存し次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用を図り、多くの国民が文化財に対する理解を深め、親しめるようにしていくことが重要である。

文化財研究所は、我が国の文化財研究の中核的研究機関として、貴重な文化財を未来の人々に適切に継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成する重要な役割を担っている。

このため、文化財研究所は、国内外における文化財研究の拠点として、

- ① 文化財を適切に保存し、効果的に活用するための調査・研究
- ② 国内外の諸機関との研究者交流、共同調査・研究
- ③ 国民が文化財に触れ、身近に親しむことのできる魅力的な展示や情報・資料の提供
- ④ 文化財の保存・活用を支える多様な人材の養成・確保
- ⑤ 文化財の調査・保存・修復に関する国際協力・支援

等の業務を行うこととする。

このような役割を果たすため、文化財研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

### I 中期目標の期間

文化財研究所が実施する業務は、多種多様な文化財の特質の解明や文化財に関する膨大な資料の収集・整理・分析等に多大の労力と時間を必要とするため、成果が得られるまでに長期間を要するものが多いことから、中期目標の期間は、平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間とする。

### II 業務運営の効率化に関する事項

職員の意識改革を図るとともに、事務、事業、組織等の見直し、外部委託の推進等により、経費の合理化を図ること。具体的には、運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図る。

### III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 文化財に関する調査・研究

我が国における文化財及びその関連資料は膨大であり、その調査・研究と実態の解明には多大の時間を必要とするが、緊急度や重要性等を勘案し、主として下記の事項について計画的に調査・研究を進めること。その際、最終的な結論を導き出すために長期にわたる調査・研究の蓄積が必要な場合は、一定の期間で客観的事実や中間的な成果が得られるよう課題を設定し、その成果を適時適切に国民に公表すること。

##### (1) 文化財に関する基礎的な調査・研究の推進

以下の課題に取り組み、文化財に関する基礎的な調査・研究の推進を図ること。

- ① 美術、演劇、音楽、民俗芸能等の文化財の伝播、継承及び発展の解明を進め、特に、大正期及び昭和前期の美術展覧会に出品された作品とその作家の美術史的な評価を行い、成果として総合的な目録を完成すること。

② 平城宮跡、飛鳥、藤原宮跡の発掘調査等により、古代都城や国家の形成過程、当時の生活環境等の実態の解明を進め、本期間中に **13** カ所程度の発掘調査を行い、研究成果を得るよう努めること。

③ 寺院等が所蔵する歴史資料、書跡資料等の調査・記録・分析により、日本の歴史・文化の源流の解明を進め、本期間中に **5** カ所程度の調査・研究を行い、成果を得るよう努めること。

#### (2) 文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する実践的な調査・研究の推進

以下の課題に取り組み、文化財に関する基礎的な調査・研究を基に、文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する実践的な調査・研究を進め、その成果を文化財施策の向上に資するよう提供すること。

① 文化財の材料や技術的構造を明らかにし、それら文化財を生み出した文化的・歴史的背景の解明を進め、発掘調査の迅速化や美術品、出土品に関する科学的調査の発展を図ること。特に、遺構の科学分析等による遺跡調査法、年輪から年代や当時の気象を分析する年輪年代測定法及び動植物遺存体を用いた環境分析法を開発すること。

② 科学的手法を用いた新たな保存修復技術・方法の開発を進め、特に、文化財の彩色材料の非破壊測定法、臭化メチル全廃に対応するための文化財の生物劣化防除法、屋外文化財(白杵磨崖仏・巖島神社)に対し環境が及ぼす影響とその技術的対策、大型木製品の保存処理法、有機質遺物の保存処理法及び無機質遺物の非破壊構造調査法を開発すること。

③ 国民に親しまれる遺跡の公開・展示の在り方と保存方法の開発を進めること。特に、遺跡の露出展示法を開発すること。

#### (3) 文化財に係る調査・研究に関する国際交流・協力等の推進

文化財の調査・保存・修復に関する国際機関、諸外国との調査・研究協力、情報交換、専門家の養成支援等を積極的に実施することにより、文化財に関する国際交流を推進すること。また、外国の文化財保存修復に関する技術的指導・援助等を行うことにより、文化財に関する国際貢献・協力を推進すること。

さらに、大学、研究機関等関係機関との共同調査・研究、研究者交流等を積極的に推進し、調査・研究の質の向上を図ること。

## 2 調査・研究に基づく資料の作成・公表

文化財に関する調査・研究に基づく成果について、速やかに報告書等を作成し、適切な時期・方法により積極的に公表すること。その際、文化財研究者等だけでなく、多くの国民が容易に研究成果を入手できるよう、情報通信技術の活用や再現模型・複製品の作成等多様な手法を用いて、資料の作成・公表を推進すること。なお、刊行物等の発行及び黒田記念館、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、飛鳥藤原宮跡発掘調査部展示室の入館者数は、毎年度平均で平成 **12** 年度の実績以上を確保するよう努めること。

## 3 文化財に関する情報・資料の収集・整理・提供

文化財に関する情報・資料を計画的に収集・整理し、積極的に公開・提供すること。その際、多くの国民が文化財に関する情報・資料に容易に接することができるよう、情報通信技術を活用して情報提供を行うなど、多様な手法を用いて、情報・資料の収集・整理・提供を推進すること。なお、情報・資料の収集及びホームページのアクセス件数は毎年度平均で平成 **12** 年度の実績以上を達成すること。

## 4 文化財に関する研修等

文化財の保存・活用を推進し、国民に対するサービスの向上を図るため、地方公共団体、博物館、美術館等関係機関の職員の資質向上を目的とする研修等を計画的に実施すること。なお、文化財研究所が主催する研修事業に参加した者のうち、平均 **80%**以上の者から「有意義だった」、「役に立った」と回答してもらえるよう研修内容の充実を図ること。

また、連携大学院制度により大学院生を積極的に受入れるなど、文化財の保存・活用を支える人材の養成・確保に努めること。

## 5 文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する援助・助言

調査・研究の成果を活用し、国・地方公共団体等に対して、文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する専門的・技術的な援助・助言を積極的に実施することにより文化財保護の質の向上を図ること。

## 6 前各項の業務に附帯する業務

(1) 国の文化財に関する公開・活用事業を促進するため、文化財研究所の業務に密接な関係を有する遺跡地の公開・活用に協力・支援すること。

(2) 平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡等の解説、環境保全等を行うボランティア活動を積極的に支援し、ボランティアの文化財に対する学習需要にも適切に対応するとともに、毎年度平均で平成12年度実績以上のボランティアの確保を図り、来訪者に対するサービスを充実すること。

## IV 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。

(1) 積極的に外部研究資金、施設使用料等、自己収入の増加に努めること。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。

### (2) 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。

## V その他業務運営に関する重要事項

1 人事管理(定員管理、給与管理、意識改革等)、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図ること。

2 長期的な展望のもとに施設・設備整備計画を作成し、整備を推進すること。

## 7. 独立行政法人文化財研究所の中期計画

(序文)

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人文化財研究所が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

(基本方針)

独立行政法人文化財研究所は、我が国の貴重な文化財の恒久的な保存・活用を図るため、文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する調査・研究を総合的に実施するとともに、調査・研究成果の国民に対する迅速な公開、文化財の調査及び修復等に従事する専門的技術者の養成・研修、地方公共団体及びその他の団体等に対する専門的・技術的な援助・助言等の業務を行う。

さらに、国際機関及び諸外国との文化財に関する共同研究・調査及び専門家養成に対する支援等、文化財を通じた国際協力を積極的に推進する。

これらの目的達成のため、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所において、それぞれ下記のとおり調査・研究及び業務を遂行するものである。

(東京文化財研究所)

日本及び東洋の美術、伝統芸能と民俗芸能の調査・研究、文化財一般の保存に関する科学的調査・研究と文化財の修復に関する技術的調査・研究を行うとともに、全国各地の博物館・美術館或いは文化財の保存と修復現場からの要請に応じた専門的指導・助言及び研修を実施する。

また、文化財の保存・修復に関する国際協力を推進するための諸活動を積極的に行う。

これらの調査・研究及び諸活動の成果の公開等を積極的に推進する。

(奈良文化財研究所)

遺跡・建造物・庭園等大地に結びついた文化財及び南都諸大寺及び近畿周辺の古社寺における文化財の調査・研究を行うとともに、発掘調査・遺跡の整備に関する国際協力を積極的に行う。

また、全国各地の発掘調査等に対する指導・助言及び発掘調査専門職員等に対する研修、飛鳥資料館・平城宮跡資料館等における調査・研究成果の公表、文化財に関する情報・資料の収集・公開等の業務を積極的に推進する。

### I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき新規に追加される業務、拡充業務分等を除き1%の業務の効率化を図る。

具体的には、下記の措置を講ずる。

- 1 国際協力、国際共同研究について「国際文化財保存修復協力センター」への一元化による業務の効率化
- 2 両文化財研究所の共通業務の効率化
- 3 両文化財研究所の組織の見直しによる経費の削減
- 4 省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクルの推進、ペーパーレス化の推進
- 5 セミナー室等を積極的に活用するなど施設の有効利用の推進
- 6 連絡システムの構築等による事務の効率化
- 7 業務の外部委託、事務のOA化の推進等による効率的な事務の執行
- 8 法人の自己点検評価のあり方について検討し、適切な自己点検評価を実施するとともに、今後の法人運営の改善に反映させる。

### II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 文化財に関する調査・研究  
次に掲げる調査・研究及びそれに関連する国際交流・協力等を計画的に推進するとともに、外部機関との共同

研究を実施する。

また、客員研究員の積極的な活用等により、調査・研究の推進を図る。

(1) 文化財に関する基礎的な調査・研究を推進するため、以下の研究課題に取り組む。

① 我が国及び諸外国の美術及び美術史、演劇、音楽、民俗芸能に関する調査・研究を実施する。

ア 東アジア地域における美術交流の歴史や日本美術に及ぼした影響について解明するため、美術に関する資料を収集し、分析、研究を行い、得られた成果を報告書として刊行する。

イ 我が国の近代美術の発達に関して、時代ごとに調査・研究を進めるとともに黒田清輝に関する研究を進める。資料収集、分析、研究を通じて得られた成果を「大正期美術展覧会出品目録」、「昭和前期美術資料集成」(仮称)、「黒田清輝油彩画総目録」等の目録として刊行する。

ウ 伝統芸能に関する調査及び外国との比較研究のため、現地調査及び記録作成、を行い、得られた成果を報告書として刊行する。

エ 伝統楽器の変遷に関する資料収集・調査・研究を行い、得られた成果を所蔵目録及び報告書として刊行する。

オ 民俗芸能の上演目的や上演場所の歴史の変遷に関する調査研究を行い、民俗芸能の本来の意義を明らかにし、報告書として刊行する。

② 国家の形成過程や当時の生活実態の解明に向けて、遺跡の発掘調査及び出土品・遺構に関する調査研究、文化財建造物に関する基礎的調査を実施する。

ア 平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡について、以下の発掘調査を実施し、古代都城の実態解明のための調査・研究を行い、得られた成果を報告書として刊行する。

(平城宮跡) 第一次大極殿地区、第二次朝堂院地区、東院地区

(藤原宮跡) 宮朝堂院跡、京内条坊街区

イ 平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡以外の遺跡で上記アと密接な関係を有する以下の遺跡の発掘調査を実施し、比較研究を行う。

(平城宮跡地区) 興福寺中心伽藍、興福寺大乘院、興福寺一乗院、東大寺中心伽藍、法華寺阿弥陀浄土院、平城宮東院南方遺跡

(飛鳥・藤原宮跡地区) 石神・水落遺跡、飛鳥寺跡

ウ 上記発掘調査による出土遺物及び遺構に関する調査、分析、復原的研究を総合的・多角的に実施し、得られた成果を報告書として刊行する。また、古代飛鳥のイメージ再現研究として、模型、コンピュータグラフィック、出土品のレプリカを作成する。

エ 文化財建造物の保存及び修復に必要な基礎データを蓄積し、分析・研究を行う。得られた成果により全国各地で行われている文化財建造物の保存のための指標となる研究報告書を作成する。

オ 文化庁が行う平城宮跡第一次大極殿復原に関して、専門的・技術的な援助・助言を行うため、設計及び施工に関する実践的な研究を実施する。

カ 古代庭園に関する資料収集を行い、分析・検討の結果、報告書を作成する。また、これまでに蓄積してきた発掘庭園に関するデータベースを質、量の両面から充実させ、逐次公開する。

キ 飛鳥地域の歴史に関する調査・研究を実施し、飛鳥地域の歴史を解明するとともに飛鳥資料館の展示を通して有効に活用する方法を検討する。

③ 下記の古社寺所蔵の歴史資料・書跡資料等に関する原本調査及び記録作成等を行い、文献の面から日本の歴史、文化の源流等の実態を探る。得られた成果により、報告書及びデータベースを作成する。

(調査対象) 興福寺、東大寺、薬師寺、法隆寺、西大寺

(2) 文化財に関する基礎的研究を基に、文化財の保存・活用の充実を図るために必要な調査・保存・修復・整備・活用に関する実践的な調査・研究を実施する。

① 文化財の調査・研究方法の開発等に関する調査・研究を進め、文化財を生み出した文化的・歴史的背景を明らかにする。得られた成果により、データベース及び報告書を作成し、文化財施策の向上に資するよう提供する。

ア 発掘調査及びそれらに関連する作業の手法・技術の開発・改良に関する調査・研究を行い、遺跡発掘の迅

速化を図るとともに、深層遺構探査法や官衙遺跡発掘調査法の開発を進める。

イ 年輪から建築や美術の年代測定、自然災害の発生の確認を行う年輪年代測定法を開発する。

ウ 研究のための資料となる考古資料、出土品、動植物遺存体等を全国各地から収集し、整理・分析することにより、遺物の分布状況、分類、編年及び当時の生活環境を解明する環境分析法を開発する。

エ 保存科学及び考古科学に関する国際会議の開催により、「考古科学の総合的研究（COE）」のまとめを行い、研究報告書を作成する。

② 科学的手法を用いた新たな保存修復技術・方法の開発のための調査研究を実施する。

ア 文化財の彩色材料に関する非破壊測定法の実用化のための基礎研究を行い、得られた成果により、報告書を作成する。

イ 臭化メチル燻蒸代替法及び殺菌・防カビ法の開発に関する研究を行い、得られた成果により報告書を作成する。

ウ 文化財施設の保存環境に関する状況調査及び厳島神社や白杵磨崖仏等の劣化調査と環境計測を行い、周辺環境が文化財に及ぼす影響について調査・研究を進め得られた成果により報告書を作成する。

エ 大型木製品の劣化、有機質遺物の材質分析、無機質遺物の非破壊構造調査に関する研究を行い、それぞれの保存処理法及び調査法を開発する。

オ 古糊などの伝統的な修復材料の素材の物性の解明を行い、文化財修復の新たな素材と技法の開発研究を行うとともに、レーザーによる文化財クリーニング法の開発のための研究を行う。

カ 古代遺跡の保存科学的研究を行い、保存修復指針及びデータベースを作成・公開する。

キ 近代の文化遺産の保存修復に関する研究を行い、得られた成果により報告書を作成する。

③ 文化財の活用手法に関する調査・研究を実施する。

ア 平城宮跡・藤原宮跡の整備・公開・活用に関する調査・研究を行い、「宮跡整備構想」に基づく具体的整備方針を再検討するとともに、全国各地の大規模な遺跡の整備及び管理状況について、情報収集を行い、調査・分析の結果について報告書を作成する。

イ 出土遺構及び遺物の公開・活用に資するため、遺跡の公開のための新たな保存法として、遺跡の露出展示法を開発する。

(3) 文化財に係る調査・研究に関する国際交流・協力等を推進する。

① 次に掲げる文化財の調査・保存・修復に関する国際機関及び諸外国との研究協力・国際共同研究・情報交換・専門家養成等の支援を行う。

ア 諸外国の文化財の保護制度に関する調査・研究

イ 東南アジアの文化財を取り巻く自然環境とレンガ等材料の劣化原因に関する共同研究

ウ 中国及び中南米諸国との文化財の保存修復に関する調査・研究と技術移転・人材育成の実施

エ 地理情報システムを利用した文化財の防災計画に関する共同研究

オ 在外日本古美術品修復についての諸外国の博物館・美術館との協力事業及び研究機関・専門家との学術交

流

カ 環境による不動産文化財の劣化状況調査と保存修復に関する調査・研究

キ アジアにおける古代都城遺跡、生産遺跡、古代庭園及び陶磁器に関する調査研究及び研究協力

② 文化財保存修復に関する国際研修等を行う。

ア 文化財保存修復研究国際センター（ICCROM）と共同で国際修復研修事業を実施する。

イ 文化財の保存・修復に関する国際シンポジウムを実施する。

ウ アジア文化財保存セミナーを実施する。

エ 国際文化財保存修復研究会を実施する。

オ 国際協力事業団、ユネスコアジア文化センター文化遺産保護協力事務所等が実施する研修への協力を行う。

③ 職員を外国に派遣し、文化財保存修復に関する指導・助言・協力及び国際研究交流を実施する。

④ 国内においても文化財の保存科学等の分野において、各種研究機関・民間企業等との共同で調査・研究を行う。

- ⑤ 外部機関等からの求めに応じて、文化財の保存・修復に関する実践的研究を実施する。
- ⑥ 地方公共団体との共同による発掘調査を実施する。

## 2 調査・研究に基づく資料の作成・公表

① 次のとおり、調査・研究に基づく資料を作成するとともに定期的な刊行物の発行、講演会・シンポジウムの開催等により積極的に公表し、国民が容易に研究成果を入手できるよう努める。

- ア 研究報告書、年報、研究論文集、図録等を **12** 年度の実績以上刊行する。
- イ **14** 年度に奈良文化財研究所の創立 **50** 周年事業としてこれまでの研究成果を総括し、特別展示・出版事業を行い、国際シンポジウムを開催するとともに、巡回展を開催する。
- ウ 公開学術講座、公開講演会、現地説明会を開催する。
- エ 調査・研究の成果としてのデータベースを順次公開する。
- オ 黒田記念館、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、飛鳥藤原宮跡発掘調査部展示室における展示・公開を充実させ、入館者数を **12** 年度の実績以上確保できるよう努める。
- カ 研究成果の公表の結果に関して、適宜アンケート調査等を実施し、常に国民の評価を得るよう努める。

② 文化財に関する協議会、研究集会等を開催し、研究成果の質の向上を図る。

- ア 民俗芸能研究協議会
- イ 文化財保存修復研究協議会
- ウ 近代の文化遺産の保存研究会
- エ 保存科学研究集会
- オ 在外日本古美術品修復技術研究会

## 3 文化財に関する情報・資料の収集・整理・提供

① 文化財に関する情報・資料の収集・整理・提供

- ア 毎年、前年度実績を上回るよう文化財関係の資料・図書の収集・整理・公開・提供を充実する。
- イ これまでの実績や蓄積したデータを活用し、文化財関係資料等に関するデータベースの作成を継続・充実し、順次公開する。

② 文化財情報の電子化及びシステムの構築に関する研究の成果を活かし文化財情報基地としての基盤を整備・充実する。それにより、国民に対して円滑な情報提供を行う。また、両研究所の研究・業務等を広報するためホームページの充実を図り、ホームページアクセス件数を毎年度平均で **12** 年度実績以上を確保する。

## 4 文化財に関する研修等

次のとおり、文化財に関する研修等を行う。なお、研修事業に参加した者のうち、平均 **80%** 以上の者から「有意義だった」、「役に立った」と評価してもらえるよう研修内容の充実を図る。

① 文化財に関する研修

- ア 埋蔵文化財発掘技術者等研修  
年 **14** 回(種類)、のべ **200** 名程度に対し研修を実施する。
- イ 博物館・美術館等の保存担当学芸員研修  
年 **1** 回、**25** 名程度に対して研修を実施する。

② 連携大学院教育の推進等

- ア 東京芸術大学、京都大学、奈良女子大学との間での連携大学院教育を推進する。
- イ 東京と奈良において各々年間 **10** 名程度の博物館学実習生の受入れを行う。

## 5 文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関する援助・助言

次のとおり、文化財の調査・保存・修復・整備・活用に関して、国・地方公共団体等に対して専門的・技術的な援助・助言を行う。

- ① 文化庁が行う平城宮跡及び飛鳥・藤原宮跡の整備・復原事業に対する専門的・技術的な援助・助言

② 地方公共団体等が行う文化財の調査・保存・修復・整備・活用等の事業等に対する専門的・技術的な援助・助言

③ 地方公共団体等が設置する文化財の収蔵・公開施設に対する専門的・技術的な援助・助言

#### 6 前各項の業務に附帯する業務

前各項の業務に附帯する次の業務を推進する。

(1) 平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等の公開・活用事業への協力・積極的支援を実施する。また、文化庁平城宮跡等管理事務所の運営に積極的に協力する。

(2) 平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等への来訪者に対するサービスを充実するため、次のことを実施する。

① 解説ボランティア事業を運営する。

② 各種ボランティアに対して、活動機会・場所の提供、文化財に関する学習会の実施等の支援を行う。

③ ミュージアムショップを委託により運営する。

④ 平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡等への来訪者に対する満足度を調査し、サービス充実の目安とする。

#### III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、外部資金等を積極的に導入することにより、計画的な収支計画による運営を図る。

また、管理業務の効率化を進める観点から、各事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。



(1) 予算（中期計画の予算）

平成13年度～平成17年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	17,262
施設整備費補助金	239
展示事業等収入	104
受託収入等	88
計	17,693
支 出	
運営事業費	17,366
人件費	6,945
物件費	10,421
うち一般管理費	1,671
うち調査研究事業費	5,131
うち情報公開事業費	792
うち研修事業費	208
うち国際研究協力事業費	1,596
うち展示出版事業費	615
うち平城宮跡公開活用等支援事業費	408
施設整備費	239
受託事業費	88
計	17,693

【脚注】

- ・上記の他、奈良文化財研究所の特別展示・出版事業に係る経費が追加される見込みである。
- ・施設整備費補助金の金額は、改修（更新）等についての過去5年間の実績額の平均の4年分で計算している。

## (2) 収支計画

平成 13 年度～平成 17 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	17,953
經常経費	17,953
人件費	6,945
物件費	9,518
うち一般管理費	1,530
うち調査研究事業費	4,689
うち情報公開事業費	722
うち研修事業費	188
うち国際研究協力事業費	1,456
うち展示出版事業費	560
うち平城宮跡公開活用等支援事業費	373
受託研究費	88
減価償却費	1,402
収益の部	17,953
運営費交付金収益	16,359
展示事業等の収入	104
受託収入等	88
資産見返運営費交付金戻入	488
資産見返物品受贈額戻入	914

## (3) 資金計画

平成 13 年度～平成 17 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	17,693
業務活動による支出	16,551
投資活動による支出	1,142
資金収入	17,693
業務活動による収入	17,454
運営費交付金による収入	17,262
展示事業等による収入	104
受託収入	88
投資活動による収入	
施設整備費補助金による収入	239

## IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、6 億円。

短期借入が想定される理由は、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、調査・研究、出版事業及び国民に対するサービスの向上に必要な展示施設・設備の整備等に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

- ① 職員の適正な配置と計画的な人事交流の推進
- ② 職務能率の維持・増進
  - ア 福利厚生の充実
  - イ 職員の能力開発等の推進

(2) 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

- ① 期初の常勤職員数 **126** 人
- ② 期末の常勤職員数の見込み **126** 人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み **5, 972** 百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

2 施設・設備の整備を計画的に推進する。

## 8. 関係法規

○独立行政法人文化財研究所業務方法書

平成十三年四月二日  
文部科学大臣認可

(目的)

第一条 独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という。）は、独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第百七十九号。以下「文化財研究所法」という。）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 文化財研究所の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るよう執行しなければならない。

(文化財研究所の業務を行うための施設)

第三条 文化財研究所は、次に掲げる施設において次条から第九条までの業務を行う。

- 一 東京文化財研究所
  - イ 東京文化財研究所本庁舎
  - ロ 黒田記念館
  - ハ その他の施設
- 二 奈良文化財研究所
  - イ 奈良文化財研究所本庁舎
  - ロ 平城宮跡資料館
  - ハ 飛鳥藤原宮跡発掘調査部庁舎
  - ニ 飛鳥資料館
  - ホ その他の施設

2 前項に掲げる施設は、常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(文化財に関する調査及び研究)

第四条 文化財研究所は、次に掲げる文化財に関する調査及び研究を行う。

- 一 美術に関する調査及び研究
- 二 芸能に関する調査及び研究
- 三 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究
- 四 考古資料及びその他の歴史資料に関する調査及び研究
- 五 遺跡に関する調査及び研究
- 六 埋蔵文化財に関する調査及び研究
- 七 平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡に関する調査及び研究
- 八 文化財の保存に関する調査及び研究
- 九 文化財の修復に関する調査及び研究
- 十 文化財の情報及び資料に関する調査及び研究

(資料の作成及び公表)

第五条 文化財研究所は、前条の調査及び研究に基づき、次に掲げる資料を作成し、公表する。

- 一 調査報告、研究成果報告、研究論文等

- 二 写真、絵図、映像記録、音声記録等
- 三 復元模型、複製品等
- 四 データベース
- 五 その他

2 前項により作成した資料は、次に掲げる方法を用いて公開し、普及を図る。

- 一 研究発表会、公開学術講座、公開講演会、現地説明会等の開催
- 二 年報、調査報告書、研究成果報告書、研究論文集、図録等の刊行
- 三 黒田記念館、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、飛鳥藤原宮跡発掘調査部展示室における展示・公開
- 四 データベース検索サービスの提供
- 五 ホームページ、広報資料等への掲載
- 六 その他

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第六条 文化財研究所は、次に掲げる文化財に関する国内外の情報及び資料を収集し、整理し、提供する。

- 一 図書、逐次刊行物、研究成果報告書、調査報告書、地図、絵図、拓本等
- 二 写真、スライド、マイクロフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク等
- 三 レコード、録音テープ、コンパクトディスク等
- 四 その他

2 前項により収集及び整理した資料は、閲覧等多様な手法を用いて一般の利用に供する。

(研修)

第七条 文化財研究所は、第四条から第六条までの業務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員の資質の向上を図るため、次に掲げる研修を行う。

- 一 文化財の保存修復に関する研修
- 二 埋蔵文化財の発掘、測量、写真撮影、報告書作成等に関する研修
- 三 その他

(援助及び助言)

第八条 文化財研究所は、第四条から第六条までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行う。

(附帯業務)

第九条 文化財研究所は、第四条から前条までの業務に附帯する業務を行う。

(業務委託の基準)

第十条 文化財研究所は、第四条から前条までの業務について、当該業務が確実に実施でき、また委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託して実施することができる。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第十一条 文化財研究所は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(業務細則の作成)

第十二条 文化財研究所は、この業務方法書に定めるもののほか、文化財研究所の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この規程は独立行政法人文化財研究所（以下「文化財研究所」という）の組織、職制及び事務の分掌を定めることを目的とする。

### （組織の名称及び位置）

第二条 文化財研究所に次のとおり、総務部、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所を置く。

名 称	位 置
文化財研究所総務部	奈良県奈良市
東京文化財研究所	東京都台東区
奈良文化財研究所	奈良県奈良市

### （職制）

第三条 東京文化財研究所及び奈良文化財研究所に所長を置く。

- 2 所長は理事長及び理事のうちから、理事長が命ずる。
- 3 所長は研究所の事務を掌理する。

第四条 部、課、室、国際文化財保存修復協力センター及び埋蔵文化財センターにはそれぞれ部長、課長、室長又はセンター長を置く。

- 2 飛鳥資料館に館長を置く。
- 3 東京文化財研究所及び奈良文化財研究所に協力調整官を置く。
- 4 奈良文化財研究所に文化財情報発信専門官及び宮跡整備指導専門官を置く。
- 5 部長は、上司の命を受け、当該部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 課長及び室長は、部長を補佐して、それぞれの課及び室の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 課には必要に応じ補佐を置くことができる。
- 8 課長補佐は、課長を補佐する。
- 9 係に係長を置く。
- 10 係長は、課長又は課長補佐を補佐して当該係の事務を処理する。
- 11 課には必要に応じて主任を置く。
- 12 主任は、上司の命を受け課の事務のうち特定の事項を処理する。

第四条の二 部（総務部及び管理部を除く）、国際文化財保存修復協力センター及び埋蔵文化財センターに主任研究官を置くことができる。

- 2 主任研究官は上司の命を受けて、専門的事項の調査研究について連絡調整し、及びその指導に当たる。

第四条の三 課に専門員及び専門職員を置くことができる。

- 2 専門員は、上司の命を受け高度の専門的知識を必要とする事務を処理する。
- 3 専門職員は、上司の命を受け専門的知識を必要とする事務を処理する。

## 第二章 文化財研究所総務部

(文化財研究所総務部の事務)

第五条 文化財研究所総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人通則法に定める事務に関する事。
- 二 文化財研究所の職員の人事に関する事。
- 三 機密に関する事。
- 四 役員の官印及び所印の保管に関する事。
- 五 文化財研究所の所掌に係る公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 六 文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関する事。
- 七 文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。

(文化財研究所総務部に置く課)

第六条 総務部に総務課を置く。

2 総務課は、前条に掲げる事務をつかさどる。

### 第三章 東京文化財研究所

(東京文化財研究所に置く部等)

第七条 東京文化財研究所に管理部、協力調整官、美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部及び国際文化財保存修復協力センターを置く。

(管理部の事務)

第八条 管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 東京文化財研究所の職員の人事に関する事。
- 二 東京文化財研究所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。
- 三 機密に関する事。
- 四 所長の官印及び所印の保管に関する事。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 六 東京文化財研究所の所掌事務に関する連絡調整に関する事。
- 七 東京文化財研究所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
- 八 国際協力、研究交流に係る企画及び立案に関する事。
- 九 研修及び国際研究集会の実施に関する事。
- 十 前各号に掲げるもののほか、東京文化財研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(管理部に置く課)

第九条 管理部に管理課を置く。

2 管理課は前条に掲げる事務をつかさどる。

(協力調整官の所掌事務)

第十条 協力調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の所有者からの保存修復に係る科学的調査研究についての依頼の調整及び成果のとりまとめを行うこと。
- 二 各研究部における文化財情報の管理の統括を行うこと。

(協力調整官の下に置く室)

第十一条 協力調整官の下に情報調整室を置く。

2 情報調整室においては、各研究部の文化財に関する研究情報の運用・管理及びコンピュータのシステム管理を行う。



(美術部の所掌事務)

第十二条 美術部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 美術に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(美術部に置く室)

第十三条 美術部に日本東洋美術研究室、黒田記念近代現代美術研究室及び広領域研究室を置く。

- 2 日本東洋美術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の古代、中世、近世美術に関するものをつかさどる。
- 3 黒田記念近代現代美術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋の近代、現代及び西洋美術に関するもの並びに黒田記念館に関する事務をつかさどる。
- 4 広領域研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、日本、東洋美術に関して人文、自然科学にわたる広領域に関するものをつかさどる。

(芸能部の所掌事務)

第十四条 芸能部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 我が国の芸能及びその保存に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(芸能部に置く室)

第十五条 芸能部に演劇研究室、音楽舞踊研究室及び民俗芸能研究室を置く。

- 2 演劇研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、演劇に関するものをつかさどる。
- 3 音楽舞踊研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、音楽及び舞踊に関するものをつかさどる。
- 4 民俗芸能研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、民俗芸能に関するものをつかさどる。

(保存科学部の所掌事務)

第十六条 保存科学部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の保存に関する科学的な調査及び研究を行うこと(国際文化財保存修復協力センターの所掌に属するものを除く。)
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(保存科学部に置く室)

第十七条 保存科学部に化学研究室、物理研究室及び生物科学研究室を置く。

- 2 化学研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、化学的な調査及び研究に関するものをつかさどる。
- 3 物理研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、物理学的な調査及び研究に関するものをつかさどる。
- 4 生物科学研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、生物学的な調査及び研究に関するものをつかさどる。

(修復技術部の所掌事務)

第十八条 修復技術部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の修復に関する科学的な調査及び研究並びに文化財の修復のための技術に関する調査及び研究を行うこと(国際文化財保存修復協力センターの所掌に関するものを除く。)
- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。

(修復技術部に置く室)

第十九条 修復技術部に修復材料研究室、伝統技術研究室及び応用技術研究室を置く。

- 2 修復材料研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、文化財の修復に関わる新材料、伝統材料に関するものをつかさどる。
- 3 伝統技術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、絵画、工芸品、建築など伝統的技法が基本となる修復に関するものをつかさどる。
- 4 応用技術研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、新材料及び新技術を応用した修復方法に関するものをつかさどる。

(国際文化財保存修復協力センターの所掌事務)

第二十条 国際文化財保存修復協力センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の保存及び修復に係る国際協力を行うこと。
- 二 前号の事務に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 四 第一号の事務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

(国際文化財保存修復協力センターに置く室)

第二十一条 国際文化財保存修復協力センターに国際情報研究室、保存計画研究室及び地域環境研究室を置く。

- 2 国際情報研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、国際社会における文化財に関する理念、法理論、条約・規約・憲章・指針等諸外国の法制度、保護の状況及び文化財と政治、宗教、民族との関わりに関するものをつかさどる。
- 3 保存計画研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存、整備、修景計画及び活用計画並びに地域開発及び観光開発と文化財の関わりに関するものをつかさどる。
- 4 地域環境研究室は、前条各号に掲げる事務のうち、世界各国・地域の文化財の保存に関わる自然環境、歴史的・人文的環境及び経済的環境に関するものをつかさどる。

(共通事務)

第二十二条 美術部、芸能部、保存科学部、修復技術部、国際文化財保存修復協力センター及び協力調整官並びにこれらに置かれる室は、第六条から前条までに掲げるもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 その所掌事務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設(以下「地方公共団体等」という。)の職員に対する研修を行うこと。
- 二 その所掌事務に関し、地方公共団体等に対し、援助及び助言を行うこと。